

公益財団法人 静岡県産業振興財団
ウェルネス・フーズ産業支援センター

資金使途基準の見直しについて

令和8年3月19日（木）

【制度概要】

○根拠法令

- ・ 静岡県特別政策資金融資制度要綱 第1
「県内中小企業者等が県等公共団体の行う特定施策に対応するため
(中略) 利子補給金を交付するものと (中略) する」

○特定施策

特定施策とは？

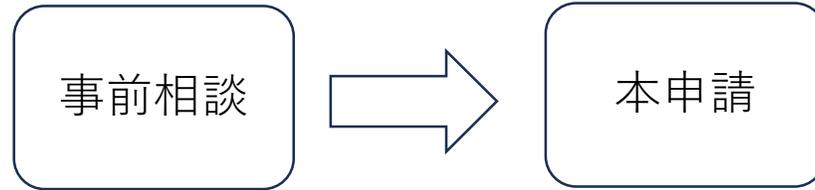
→県が展開する様々なプロジェクトを指す。本説明では令和7年度から展開している「静岡ウェルネスプロジェクト」と定義する。

○制度概要（まとめ）

上記より、「静岡ウェルネスプロジェクト」の主旨（資金使途基準）に合致する事業に対し、利子補給を行う制度

【申請の流れ】

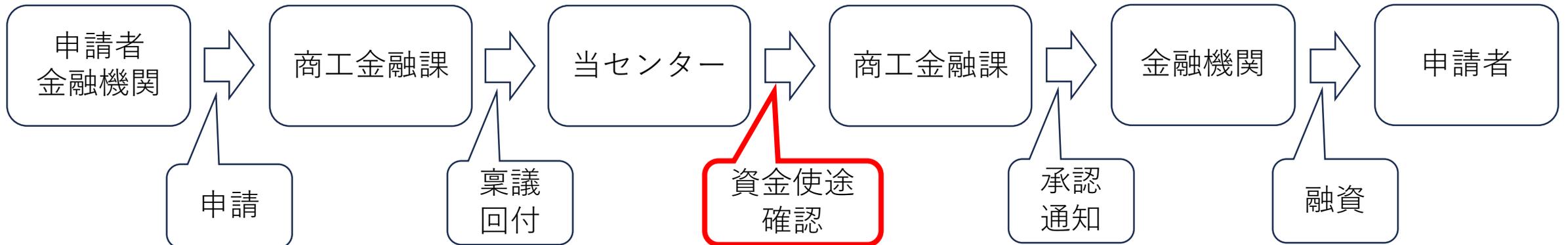
○基本的な流れ



○事前相談

- ・ 資金使途判断表の内容のみ当センターにて確認。
- ・ センター担当者とのメールのやりとりにて確認可。判断表の修正等。
- ・ あらかじめ適切な判断表に修正し、以下の本申請にてスムーズな審査手続きを行うねらい。

○本申請



【資金使途判断表】

1 企業名

2 企業概要

3 本件資金の内容

①資金使途

項目	具体的な資金使途及び金額の算定根拠	金額
研究開発費		千円
製造経費		千円
販売経費		千円
合計		千円

※資金使途は具体的に記載すること。
 ※融資金額については、資金使途に事実上必要な金額のみを計上し、かつその算定根拠を示すこと。(必要に応じて別紙に添付すること)

②事業内容

③未来型食品等又はウェルネスグッズ・製品等の内容

対象製品等の種類
 (別紙資金使途基準(1)~(10)より選択)

※記載内容については、差別化等要素及びその客観的な根拠を示すこと。
 ※過日に当制度を利用し、かつ再び利用しようとする場合、その理由及び上記特定施策に付する成果を判断表に付記すること。

・ 融資金額の内訳を記入
 ・ 算定根拠も記載する

・ 資金使途基準 (後述) より合致するものを選択

・ 具体的な資金使途 (事業内容) を記載する。
 (融資を利用し、どのような製品製造やサービス展開等を行うか)
 ・ 上記の内容の差別化、独自性及びその根拠を記載する。
 ◎ **【重要】上記内容にて資金使途の適否を判断します。**

【資金使途基準】

○資金使途基準の見直し概要

- ・ 「融資対象者」の明文化
- ・ 「対象資金」に関する注意事項の明文化
- ・ 「未来型食品等」「ウェルネスサービス・製品等」を再定義
- ・ 申請内容における研究・連携体制、手法等を明示すること
- ・ 過去に制度を利用した成果の記載方法について具体化
- ・ 1億円以上の申請については、対面によるヒアリングを実施

【資金使途基準】

○現在の資金使途基準

対象製品等の種類	未来型食品等	<ul style="list-style-type: none">・対象食品等は、以下のものとする。<ul style="list-style-type: none">(1) 食の社会課題解決に資する加工食品(2) 高付加価値食品(3) 食品素材を活用した化成品(4) 対象食品等の付加価値又は生産性の向上に寄与する製品・加工機械(5) その他当プロジェクトに資すると判断される対象食品等
	ウェルネスサービス・製品等	<ul style="list-style-type: none">・ウェルネスサービス・製品等とは、<u>ウェルネス・フーズ産業支援センターによる支援実績のあるサービス・製品等、かつ公的医療保険・介護保険及びその他個別法による許認可が必要なサービス・製品を除いた</u>以下のものとする。<ul style="list-style-type: none">(6) 食とウェルネスを掛け合わせたサービス(7) 自然・温泉等の観光資源を活用したウェルネスツーリズム(8) センシング技術を活用した健康増進に資する製品(9) 健康経営推進サービス(10) その他当プロジェクトに資すると判断されるウェルネスサービス・製品等

【資金使途基準】

○令和8年度4月以降の資金使途基準

	未来型食品等	<ul style="list-style-type: none">・高付加価値化（新規性、優位性、市場競争力等の差別化要素を有する）と食の社会課題解決の両立する以下のものをいう。 <ol style="list-style-type: none">（1）加工食品（2）食品素材を活用した化成品（3）付加価値又は生産性向上に寄与する製品・加工機械（4）その他、当プロジェクトに資すると判断される食品等
対象製品等の種類	ウェルネス製品・サービス等	<ul style="list-style-type: none">・身体・精神・社会面での健康の保持及び増進を通じた健康寿命の延伸に資する以下のものをいう。ただし、公的医療保険及び介護保険の対象となるものは除く。 <ol style="list-style-type: none">（5）健康の維持・増進に資する食品を活用するサービス（6）自然・温泉等の観光資源を活用する製品・サービス（7）センシング技術を活用した健康の維持・増進に資する製品・サービス（8）健康経営推進に資する製品・サービス（9）スポーツ・運動を核とする製品・サービス（10）その他、当プロジェクトに資すると判断される製品・サービス

【資金使途基準】

未来型食品等…食の社会課題解決と高付加価値化を両立する製品

令和7年度まで

(1)食の社会課題解決に資する加工食品

または

(2)高付加価値食品

または

(3)・・・



前提

令和8年度から

食の社会課題解決

かつ

高付加価値化

高付加価値化とは？

→差別化等要素（後述）を少なくとも1つ含む製品を指す。

【資金使途判断表のポイント】

- ・ 資金使途判断表には、資金使途である製品やサービスの内容の他、それらを補足する以下の根拠情報の記載、添付が必要
- ・ 当該根拠も含め、資金使途の適否を判断【最重要】

○必要な根拠情報等

- ①差別化等要素の記載
- ②差別化等要素の模倣困難性（独自性）
- ③上記①②の根拠

【資金使途判断表のポイント】

①差別化等要素

- ・ 新規性、優位性
- ・ 品質
- ・ 市場競争力
- ・ 製造又は提供技術
- ・ 客観的評価（分析結果、特許、受賞歴等）
- ・ その他差別化等要素と判断できるもの

【資金使途判断表のポイント】

②差別化等要素の模倣困難性（独自性）

- ・ ①で説明した差別化要素が容易に競合他社に模倣されないかを確認する要素

（例）市場にない（新規性）の製品を開発しても、それが容易に模倣される場合は真に新規性（差別化）があるとは言えない

→ 独自の製造技術や特許等、独自性の補足が必要
（①の説明で既に独自性も担保されている場合は記載不要）

【資金使途判断表のポイント】

③ ①差別化等要素・②模倣困難性の根拠

- ・ ①②で記載した内容を客観的かつ可能な限り定量的
(数値比較できる)に補足する根拠

例 1) 差別化等要素

「県内類似製品の中で一番〇〇の栄養素が多い」
→ (根拠) 当該栄養素の成分表：自社、他社と比較
※ただし、比較する製品は製品コンセプトや価格帯等の条件を揃えること

例 2) 模倣困難性

「県内では自社にしか製造できない」
→ (根拠) 特許、認証、製造工程、販売実績等

【資金使途判断表のポイント】

○資金使途判断表記載例

【差別化】

当社の製品には〇〇という成分が〇〇g含まれており、これは市場の製品の〇〇倍である（別添市場調査資料参照）。

【模倣困難性】

当該製品の製造方法は特許を取得（特許番号〇〇〇号）しており、それにより前述の成分含有量が担保できる。

○まとめ

差別化等要素と模倣困難性を客観的かつ可能な限り定量的な根拠をもって説明すること

【資金使途判断表のポイント】

○補足

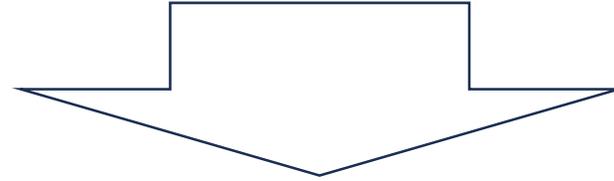
- ・ 融資金額を記載する際は算定根拠を示すこと
例) 製造経費 = コスト (単価) × 製造予定数量 など
- ・ 過去に本制度を利用し、再度申請をする場合、その理由及び過去に利用した際の特典施策 (プロジェクト) に対する成果を判断表に付記すること。
例) 売上成果、県内産原料の認知度向上、等
- ・ 本制度を利用する際は、**当センターのフォーラム (無料) への会員登録、もしくはコーディネータによる支援実績等が必要です。 (ウェルネス製品・サービスの場合はその両方)**
フォーラム会員登録により、プロジェクト参画の意向を確認します。

【お伝えしたいこと：本制度の主旨の考え方】

○根拠法令（再掲）

静岡県特別政策資金融資制度要綱 第1

「県内中小企業者等が県等公共団体の行う特定施策に対応するため（中略）利子補給金を交付するものと（中略）する」



・**経営難等を支援する制度ではないこと**

- プロジェクトをさらに推進する事業者のための前向きな制度
- 経営難等を支援する機動的な制度ではない

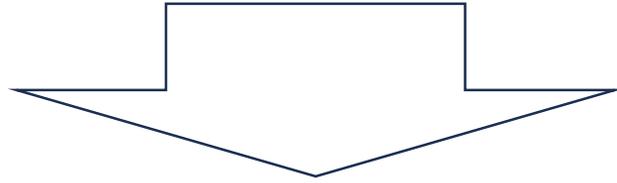
例) 決算時期に間に合わせたいため早めに資金使途判断をしてほしい→ご対応できない場合があります。

【お伝えしたいこと：本制度の主旨の考え方】

- ・ **資金使途基準の根拠は必ず情報ソースを確認すること**
※事業者様のヒアリング情報のみでは誤っている場合があります。

例) 特許が有効である → 特許が期限失効していた
県内では類似製品製造会社は無い → 複数存在していた

実際には資金使途の根拠が成立しない可能性



- ・ 上記の理由以外にも、制度の不正利用が認められた場合、当該申請に係る **既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を求められる場合（要綱第18）** や、**以後の同制度の利用不可（要綱第14）** となる可能性があります。

【お問い合わせ】

(公財) 静岡県産業振興財団
ウェルネス・フーズ産業支援センター
TEL：054-254-4513
FAX：054-253-0019
E-mail：newfoods@ric-shizuoka.or.jp
制度融資担当宛